

	平成23年	平成26年
審議の経過	<p>行政委員会委員の報酬については、全国のいくつかの自治体において住民監査請求や住民訴訟が提起されるなど社会的な関心が高まっていることなどから、報酬の支給方法及び額の改定について参考意見の求めがあり、月額報酬と日額報酬のいずれの支給方法が適当であるか、また、適当と認められる報酬額の考え方について審議を行った。</p> <p>審議に当たり、報酬の支給根拠やその趣旨、中核市並びに人口規模が同程度の特例市及び類似市の報酬の額、他の自治体における訴訟の動向及び報酬の見直しの状況などを参照するとともに、6行政委員会のそれぞれに対しヒアリングを行い、各行政委員会の業務の実態等の把握に努めたところである。</p>	<p>行政委員会委員の報酬については、住民訴訟の提起など全国的な社会的な関心の高まりを受けて、前回(平成22年度)設置の審議会において、その支給方法及び額に係る審議を行い、公平委員会については、支給方法を月額から日額に見直し、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会については、社会経済情勢、本市の財政状況等を踏まえ、減額すべきとの参考意見の答申がなされ、平成23年8月に当該答申を受けた改定が行われた。</p> <p>また、平成23年12月には、行政委員会委員に対する月額報酬の支出の是非に係る住民訴訟の最高裁判所判決があり、「行政委員会委員の職務の性質、内容、職責、人材の確保の観点、勤務の態様、負担等を考慮すると、月額報酬制を採りその月額を定める条例の規定は、その内容が法の趣旨に照らして特に不合理であると認められず、議会の裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものとはいえない。」との司法判断が示されたところである。</p> <p>こうした状況を踏まえた上で、現行の報酬の額及び支給方法が、市民感覚の観点から適正なものとなっているかについて審議を行った。</p> <p>なお、審議に当たっては、各行政委員会の活動状況のほか、報酬の支給根拠やその趣旨、中核市及び道内主要市における報酬の額及び報酬の見直しの状況並びに行政委員会委員の報酬を巡る訴訟の動向を参照し、現状把握に努めたところである。</p>
現状認識、意見	<p>審議においては、</p> <p>(1) 行政委員会の性格や委員の職務内容は多様であり、それらについて十分に理解した上でなければ委員が担う職責などを評価すべきものではなく、また、会議の審議に係る準備、事務局との連携、職務関連情報の収集などの会議への出席以外の業務を含めた勤務の態様を把握することが困難な状況では、報酬の在り方に対する判断は慎重にならざるを得ない。</p> <p>(2) 月額による報酬の支給は、勤務の実態が常勤の職員と異なるなど特別の事情があることが明らかな場合に限られるべきで、原則として日額報酬とすべき。報酬の額も市民に理解を得られる水準とすべきである。</p> <p>(3) 月額報酬とされてきたことには相応の経過と理由があるのであるから、引き続き月額報酬を維持すべき。また、その報酬の額も行政委員会委員が責務を全うするに相応しいものであるべき。</p> <p>などの意見があり、本審議会としては全ての行政委員会委員報酬の支給方法及び額について具体的な結論を導くまでには至らなかったものである。</p>	<p>前回設置の審議会の答申を受けた行政委員会委員の報酬見直しの考え方については、おおむね最高裁判所判決とも合致したものであるといえる。また、現行の報酬の額及び支給方法については、中核市との比較において著しく異なるものではない。</p> <p>さらに、前回設置の審議会の答申から今回設置の審議会の諮問までの間において、行政委員会委員の活動状況には大きな変化がないこと、一般職及び常勤特別職の給与制度に大幅な改定がなかったこと、中核市及び道内主要市において行政委員会委員の報酬の見直しを実施した団体は少数であること等からも行政委員会委員の報酬を取り巻く状況に大きな変化はないといえることができる。</p>
検討結果	<p>しかしながら、次の点について意見の一致を見たものであり、本審議会としての結論を得たので、参考意見として答申する。</p> <p>(1) 公平委員会については、不服申立て等を前提とする職務の性格や会議の開催頻度等に鑑みて、日額報酬とすべきであること。また、その額は、中核市における公平委員会委員の日額報酬の額を勘案したものとすべきであること。</p> <p>(2) 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会については、</p> <ul style="list-style-type: none"> その職責の重さやこれまで月額報酬としてきた経過を踏まえて、月額報酬とすべきである。 報酬の支給の根拠となる法律の規定の趣旨に照らして、日額報酬とすべきである。 報酬の支給方法については委員の職務内容や社会的責任、勤務の態様などについて十分に把握した上で判断すべきものであり、それらに対する理解がない中で日額化に踏み込むのは時期尚早である。 <p>などの意見があり、報酬の支給方法について結論を得るには至らなかったが、現下の社会経済情勢、本市の財政状況等を考慮し、これらの行政委員会の報酬の額は、一律で3%から10%の範囲内で減額すべきであること。なお、減額に当たっては、中核市との比較において中位以下に位置するよう報酬の額を減額すべきであるとの意見もあったところである。</p> <p>(3) 固定資産評価審査委員会については、これまで日額報酬としてきた経過、報酬の支給の根拠となる法律の規定や多くの自治体が日額報酬としている状況を踏まえ、引き続き日額報酬とすること。また、その額は、現状維持とすること。</p> <p>なお、これらの報酬の改定の実施時期は、平成23年8月1日とすること。</p> <p>また、行政委員会委員の報酬については、これまで市議会議員及び常勤特別職の報酬等の改定に合わせて改定されてきたところである。しかし、行財政改革や市民感覚の観点からの評価が十分に行われてきたとは言えない面もあり、本審議会としても報酬の減額化又は日額化の答申を行うものであるが、今後とも司法の判断の行方、それを受けての各自治体の改定の動向等の把握に努め、引き続き報酬の在り方について検討すべきであると考えているので、その旨、付言する。</p>	<p>上記の検討の結果、農業委員会委員の報酬については、活動状況に比して報酬が低額であり、委員の負担も大きいことから引き上げるべきとの意見も一部にあったところであるが、一方で、前回の改定の経過や他の行政委員会委員の報酬との均衡等を勘案すると、現行の報酬の額及び支給方法については、おおむね適正であると判断したものであり、最終的には据え置くべきとの結論に至ったものである。</p>